

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月20日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第20号**

事務委任施設管理運営規則の一部を改正する規則

事務委任施設管理運営規則（平成16年香川県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 略 2 略</p> <p>(職員) 第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(職務) 第5条 略</p>	<p>(組織) 第3条 総合運動公園に、総務課及び公園課を置く。 2 丸亀競技場に、総務課及び業務指導課を置く。</p> <p>(職員) 第4条 総合運動公園に、次の職員を置く。 (1) 所長 (2) 次長 (3) 課長 (4) 主任体育主事 (5) 主任 (6) 体育主事 (7) その他の職員</p> <p>2 丸亀競技場に、次の職員を置く。 (1) 場長 (2) 次長 (3) 課長 (4) 主任体育主事 (5) 主任 (6) 体育主事 (7) その他の職員</p> <p>(職務) 第5条 略</p>

(利用時間)

第5条の2 総合運動公園の有料公園施設を利用することができる時間は、午前9時から午後5時（4月1日から10月31日までの日における香川県営野球場の利用にあつては午後9時、5月1日から8月31日までの日における香川県営テニス場、香川県営サッカー・ラグビー場、香川県営第2サッカー・ラグビー場及び香川県営相撲場の利用にあつては午後7時）までとする。

2 丸亀競技場を利用することができる時間は、次の各号に掲げる有料公園施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 競技場 午前9時から午後9時まで

(2) 補助競技場 午前9時から午後5時（4月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日までの日にあつては午後6時、5月1日から8月31日までの日にあつては午後7時）まで

3 公園の長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、総合運動公園又は丸亀競技場の有料公園施設（以下「運動施設」という。）を利用することができる時間を変更することができる。

(利用することができない日)

第5条の3 運動施設を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 公園の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、運動施設を利用することができない日を変更し、又は運動施設を利用することができない日を設けることができる。

(行為許可申請手続等)

第5条の4 香川県都市公園規則第26条第1号から第3号までに掲げる権限に係る手続については、同規則第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「知事」とあるのは、「香川県教育委員会」と読み替えるものとする。

(利用の許可を要する運動施設)

第5条の5 運動施設のうち条例第7条の2（条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。

1 総合運動公園 香川県営野球場

香川県営第2野球場

香川県営テニスコートのうち基本施設及び附属施設（シャワー室及びコインロッカーを除く。）並びにシャワー室（団体で利用する場合に限る。）

香川県営サッカー・ラグビー場

香川県営第2サッカー・ラグビー場

香川県営相撲場のうち本土俵並びに練習土俵及び附属施設（これらを専用使用により利用する場合に限る。）

## 2 丸亀競技場

競技場のうち基本施設、第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルーム（これらを専用使用により利用する場合に限る。）並びに附属施設（第1トレーニングルーム及び第2トレーニングルームを除く。）

補助競技場（専用使用により利用する場合に限る。）

（運動施設の利用）

第6条 条例第7条の2前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、都市公園運動施設利用申請書（第1号様式）を当該公園の長に提出し、又は香川県教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して申請しなければならない。

2～6 略

（利用の中止の届出）

第7条 利用者は、運動施設の利用を中止しようとするときは、都市公園運動施設利用中止届（第5号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

（有料公園施設の利用）

第6条 条例別表第1の2の表に規定する総合運動公園又は丸亀競技場の有料公園施設（以下「運動施設」という。）に係る条例第7条の2前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、都市公園運動施設利用申請書（第1号様式）を当該公園の長に提出し、又は教育委員会が指定する電子情報処理組織を利用して申請しなければならない。

2～6 略

（使用料の減額の申請）

第7条 香川県都市公園規則第15条の2の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、香川県営野球場使用料減額申請書（第5号様式）を所長に提出しなければならない。

（利用の中止の届出）

第8条 利用者は、運動施設の利用を中止しようとするときは、都市公園運動施設利用中止届（第6号様式）を当該公園の長に提出しなければならない。

(スポーツ教室)

第8条 総合運動公園又は丸亀競技場において行うスポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書(第6号様式)を当該公園の長に提出しなければならない。

(総合運動公園使用料等)

第9条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、香川県営野球場の利用に係る使用料(午後5時から午後9時までの間の利用に係るものに限る。)については、その利用が次の各号のいずれにも該当する場合には、別表第1の規定は、適用しない。

(1) 入場料を徴収する場合

(2) 基本施設の全日利用(午前9時から午後9時までの間利用することをいう。以下この号において同じ。)の申込みと併せて当該全日利用に係る夜間照明施設の利用の申込みをする場合

3 条例別表第3の2の表に規定する規則で定める額は、別表第1の2の表に定める使用料の額とする。

(香川県営野球場の使用料の減額)

第9条の2 香川県営野球場の利用のうち、スポーツの振興及びにぎわいの創出に資するものとして香川県教育委員会が認めるものについては、別に定めるところにより、その利用及びこれと併せて行う香川県営野球場における広告の表示に係る使用料を減額する。

2 前項の規定による減額を受けようとする者は、あらかじめ、香川県営野球場使用料減額申請書(第7号様式)を所長に提出しなければならない。

(丸亀競技場使用料等)

第9条の3 条例別表第2の5(2)の表香川県立丸亀競技場の項に規定する規則で定める使用料(香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料を除く。)は、別表第2のとおりとする。

2 条例別表第3の3の表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 競技場又は補助競技場を回数券により利用する場合 別表第2の3

(スポーツ教室)

第9条 総合運動公園又は丸亀競技場において行うスポーツ教室に参加しようとする者は、スポーツ教室参加申込書(第7号様式)を当該公園の長に提出しなければならない。

の表に定める使用料の額

(2) 附属設備又は器具を利用する場合 別表第2の4の表に定める使用料の額

(丸亀競技場使用料の免除)

第9条の4 競技場の基本施設を専用使用により利用する者が併せて競技場の会議室又は補助競技場を利用する場合は、当該会議室又は補助競技場の使用料を免除する。

(スポーツ教室に参加する場合の使用料)

第10条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として香川県教育委員会が定める。

(使用料の還付)

第11条 略

2 公園の長は、次に掲げる施設について、第7条の規定による届出が、その施設を利用する日(以下「利用日」という。)の11日前までであったときは使用料の全額を、利用日の10日前から8日前までであったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

(1)・(2) 略

3 公園の長は、次に掲げる施設について、第7条の規定による届出が、利用日の8日前までであったときは使用料の全額を、利用日の7日前から2日前までであったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

(1)・(2) 略

(指定管理者による管理)

第16条 総合運動公園又は丸亀競技場の指定管理者が香川県都市公園規則第23条第2項第3号又は第4号に規定する業務を行う場合における当該都市公園に係る第6条第2項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「公園の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定は、適用しない。

(1) 総合運動公園 第3条第1項及び第4条第1項

(スポーツ教室に参加する場合の使用料)

第10条 条例別表第2の5(2)の表香川県総合運動公園の項及び香川県立丸亀競技場の項に規定する香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、スポーツ教室の開催ごとに、実費を基準として教育委員会が定める。

(使用料の還付)

第11条 略

2 公園の長は、次に掲げる施設について、第8条の規定による届出が、その施設を利用する日(以下「利用日」という。)の11日前までであったときは使用料の全額を、利用日の10日前から8日前までであったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

(1)・(2) 略

3 公園の長は、次に掲げる施設について、第8条の規定による届出が、利用日の8日前までであったときは使用料の全額を、利用日の7日前から2日前までであったときは使用料の半額を、それぞれ還付する。

(1)・(2) 略

(指定管理者による管理)

第16条 丸亀競技場の指定管理者が香川県都市公園規則第23条第2項第3号に規定する業務を行う場合における丸亀競技場に係る第6条第2項、第12条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「公園の長」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第3条第2項及び第4条第2項の規定は、適用しない。

(2) 丸亀競技場 第3条第2項及び第4条第2項

3 次の各号に掲げる都市公園の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該都市公園に係る当該各号に掲げる規定に規定する事項については、当該規定にかかわらず、当該指定管理者があらかじめ香川県教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

(1) 総合運動公園 第5条の2第1項及び第3項、第5条の3、第6条第1項、第4項及び第6項、第7条、第8条、第13条、前条並びに次条

(2) 丸亀競技場 第5条の2第2項及び第3項、第5条の3、第6条第1項、第4項及び第6項、第7条、第8条、第13条、前条並びに次条

3 丸亀競技場の管理を指定管理者に行わせることとした場合における丸亀競技場に係る第6条第1項、第4項及び第6項、第8条、第9条、第13条、前条並びに次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を受けて定めるところによることとする。

別表第1 (第9条関係)

1 総合運動公園の使用料

有料公園 施設の名称	使用区分		午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料
香川県営 野球場	基本施設（グラウンド、ダッグアウト、選手控室、更衣室及びグラウンドキーパーブース）	アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 生徒及び児童 一般 入場料を徴収する場合 生徒及び児童	1,140円 2,850円 入場料の最高額の30倍に相当する額	1,140円 2,850円 入場料の最高額の10倍に相当する額

		一般	入場料の最 高額の45倍 に相当する 額	入場料の最 高額の15倍 に相当する 額
		アマチュアスポー ツ以外の場合		
		入場料を徴収し ない場合	5,700円	5,700円
		入場料を徴収す る場合	入場料の最 高額の90倍 に相当する 額	入場料の最 高額の30倍 に相当する 額
	附属施設	本部室、役員控室、 審判員控室、バッ トスイング場、ブ ルペン及びトレー ニングスペース	940円	940円
		記録放送室及び放 送機器	480円	480円
		スコアボード	1,010円	1,010円
		会議室	480円	480円
		シャワー室		
		温水使用	700円	700円
		温水使用以外	480円	480円
香川県営 第2野球 場	基本施設（ グラウンド 及びダッグ アウト）	アマチュアスポー ツの場合		
		生徒及び児童	900円	900円
		一般	2,270円	2,270円
		アマチュアスポー ツ以外の場合	4,540円	4,540円
	附属施設	本部室	480円	480円
		記録放送室及び放 送機器	240円	240円
		スコアボード	240円	240円

香川県営 テニス場	基本施設（ テニスコー ト）	生徒及び児童	350円	350円
		一般	510円	510円
	附属施設	会議室	480円	480円
		記録放送室及び放 送機器	240円	240円
		スコアボード	240円	240円
		シャワー室		
団体				
	温水使用	700円	700円	
	温水使用以外	480円	480円	
香川県営 サッカー ・ラグビ ー場	基本施設（ グラウンド 及び更衣室）	アマチュアスポー ツの場合		
		入場料を徴収し ない場合		
		生徒及び児童	780円	780円
		一般	1,960円	1,960円
		入場料を徴収す る場合		
		生徒及び児童	入場料の最 高額の30倍 に相当する 額	入場料の最 高額の10倍 に相当する 額
一般	入場料の最 高額の45倍 に相当する 額	入場料の最 高額の15倍 に相当する 額		
	アマチュアスポー ツ以外の場合			
	入場料を徴収し ない場合	3,920円	3,920円	
	入場料を徴収す る場合	入場料の最 高額の90倍 に相当する	入場料の最 高額の30倍 に相当する	



			額	額
	附属施設	本部室及び審判員 控室	480円	480円
		記録放送室及び放 送機器	240円	240円
		スコアボード	240円	240円
		会議室	480円	480円
		シャワー室		
		温水使用	700円	700円
		温水使用以外	480円	480円
香川県営 第2サッ カー・ラ グビー場	基本施設（ グラウンド）	アマチュアスポー ツの場合		
		生徒及び児童	620円	620円
		一般	1,560円	1,560円
		アマチュアスポー ツ以外の場合	3,120円	3,120円
	附属施設	スコアボード	240円	240円
香川県営 相撲場	基本施設（ 本土俵及び 練習土俵）	本土俵及び練習土 俵を使用する場合		
		生徒及び児童	220円	220円
		一般	570円	570円
		練習土俵のみを使 用する場合		
		専用使用の場合		
		生徒及び児童	110円	110円
		一般	280円	280円
	附属施設	シャワー室		
		専用使用の場合		
		温水使用	700円	700円
		温水使用以外	480円	480円

備考

- 1 この表の第3欄及び第4欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 2 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間

未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
香川県営相撲場	テント	1張り1回	320円

別表第2 (第9条の3関係)

1 競技場の使用料

使用区分	午後5時から午後9時までの使用料の額	午後1時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの使用料の額	午前9時から午後9時までの間に	午前9時から午後9時後の間に	
				おいて使用する場合の1時間当たりの使用料の額	おいて使用する場合の1時間当たりの使用料の額	
基本施設(グラウンド、雨天走路及び更衣室)	専用使用の場合 アマチュアスポーツの場合 入場料を徴収しない場合 学校、競技協会、教育委員会その他教育関係団体(以下「学校等」という。)	10,000円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円

	学校等以外のもの 入場料を徴収する場合	26,600円	40,000円	60,000円	8,000円	8,000円
	学校等	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の100倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額	入場料の最高額の10倍に相当する額
	学校等以外のもの	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の150倍に相当する額	入場料の最高額の45倍に相当する額	入場料の最高額の15倍に相当する額
	アマチュアスポーツ以外の場合					
	入場料を徴収しない場合	40,000円	60,000円	90,000円	12,000円	12,000円
	入場料を徴収する場合	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の300倍に相当する額	入場料の最高額の90倍に相当する額	入場料の最高額の30倍に相当する額
附属施設	第1トレーニンググループ					
	専用使用の場合	5,000円	7,500円	11,300円	1,500円	1,500円
	第2トレーニンググループ					
	専用使用の場合	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
	記録放送室及び	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円

放送機器					
スコアボード	10,000円	15,000円	22,500円	3,000円	3,000円
会議室	1,600円	2,500円	3,600円	500円	500円
特別会議室	3,300円	5,000円	7,500円	1,000円	1,000円

備考

- この表の第5欄及び第6欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

2 補助競技場の使用料

使用区分	午前9時から午後5時までの間において使用時間を分割して使用する場合の1時間当たりの使用料の額	午前9時前又は午後5時後の時間において使用する場合の1時間当たりの使用料の額
専用使用の場合		
アマチュアスポーツの場合		
学校等	800円	800円
学校等以外のもの	1,600円	1,600円
アマチュアスポーツ以外の場合	3,200円	3,200円

備考

- この表の第2欄及び第3欄に規定する場合の使用料の額の算定に当たっては、使用時間は、これらの区分ごとに計算する。
- 使用時間が1時間未満であるときは1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間とする。

3 回数券により利用する場合の使用料

有料公園施設の名称	使用区分	種類	使用料の額
競技場	基本施設（グラウンド、雨） 専用使用でない場合		

	天走路及び更衣室)	生徒及び児童 一般	150円券 (11枚) 300円券 (11枚)	1,500円 3,000円
	附属施設	第1トレーニングルーム 専用使用でない場合	生徒	150円券 (11枚)
一般			300円券 (11枚)	3,000円
第2トレーニングルーム 専用使用でない場合		生徒	150円券 (11枚)	1,500円
		一般	300円券 (11枚)	3,000円
補助競技場	専用使用でない場合		50円券 (11枚) 100円券 (11枚)	500円 1,000円
	生徒及び児童 一般			

#### 4 附属設備又は器具の使用料

有料公園施設の名称	区 分	単 価	使用料の額
競技場	陸上競技用器具	一式1回	15,000円
	サッカー用器具	一式1回	3,000円
	ラグビー用器具	一式1回	3,000円
補助競技場	陸上競技用器具	一式1回	10,000円
	サッカー用器具	一式1回	1,000円

第5号様式（第7条関係）

香川県営野球場使用料減額申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿

申請者 住 所 〒

(ふりがな)〔団体にあつては、その  
氏 名 (名称及び代表者氏名)〕

連 絡 先 (電話)

香川県営野球場の使用料の減額を受けたいので、事務委任施設管理運営規則第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用目的					
利用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ	入場料の有無	学校等	一般
	有・無	アマチュアスポーツ以外	有・無 (最高額 円)	学校等以外	生徒及び児童
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間	利用時間	時から 時まで	
使用料の減額を受ける理由					
備 考					

注 該当するものに記入又は○印をしてください。

第5号様式（第7条関係）

都市公園運動施設利用中止届

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿  
香川県立丸亀競技場長

届出者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

(ふりがな) (団体にあつては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名)

連絡先 \_\_\_\_\_ (電話)

年 月 日付けで許可のあつた（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の利用について、その利用を中止したいので、事務委任施設管理運営規則第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可 済の 内容	利用目的	
	利用日時	
	利用施設	
中止の理由		
備 考		

第6号様式（第8条関係）

都市公園運動施設利用中止届

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿  
香川県立丸亀競技場長

届出者 住 所 〒 \_\_\_\_\_

(ふりがな) (団体にあつては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名)

連絡先 \_\_\_\_\_ (電話)

年 月 日付けで許可のあつた（香川県総合運動公園・香川県立丸亀競技場）の運動施設の利用について、その利用を中止したいので、事務委任施設管理運営規則第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

許可 済の 内容	利用目的	
	利用日時	
	利用施設	
中止の理由		
備 考		

第6号様式 (第8条関係)

スポーツ教室参加申込書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿  
香川県立丸亀競技場長

申込者 住 所  
氏 名

スポーツ教室に参加したいので、事務委任施設管理運営規則第8条の規定に基づき、次のおり申し込みます。

運動種目		コ ー ス	
年 齢		性 別	男 女

第7号様式 (第9条関係)

スポーツ教室参加申込書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿  
香川県立丸亀競技場長

申込者 住 所  
氏 名

スポーツ教室に参加したいので、事務委任施設管理運営規則第9条の規定に基づき、次のおり申し込みます。

運動種目		コ ー ス	
年 齢		性 別	男 女



第7号様式（第9条の2関係）

香川県営野球場使用料減額申請書

年 月 日

香川県総合運動公園所長 殿

申請者 住 所 〒

(ふりがな) (団体にあっては、その)  
氏 名 (名称及び代表者氏名)

連絡先 (電話)

香川県営野球場の使用料の減額を受けたいので、事務委任施設管理運営規則第9条の2第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

利用目的					
利用区分	専用使用の有無	アマチュアスポーツ	入場料の有無	学校等	一般
	有・無	アマチュアスポーツ以外	有・無 (最高額 円)	学校等以外	生徒及び児童
利用期間	年 月 日から	日間	利用時間	時から 時まで	
	年 月 日まで				
使用料の減額を受ける理由					
備考					

注 該当するものに記入又は○印をしてください。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第5号様式から第7号様式までの様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。